

議題 5

広島市教育委員会規則の一部改正について

- 1 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について(議案第17号) 7
- 2 広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について(議案第18号) 14
- 3 広島市立高等学校学則の一部改正について(議案第19号) 19
- 4 広島市立中等教育学校学則の一部改正について(議案第20号) 22
- 5 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について 25
(議案第21号)
- 6 広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について(議案第22号) 29
- 7 広島市立特別支援学校学則の一部改正について(議案第23号) 32

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

本市教育行政の組織及び運営の効率化を図るため、教育委員会事務局の組織及びその分掌事務について所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 組織改正

ア 教職員課に「労務係」を設置

イ 指導第二課に「全国高校総体推進係」及び「新しいタイプの高校準備係」を設置

(2) 分掌事務の改正

ア 地方公務員法の改正に伴い、総務課及び教職員課が所掌する「勤務成績の評定に関する事務」を「人事評価に関する事務」に改める。

イ 新たに県費負担教職員の給与費等の移譲に係る給与等の予算に関する事務が生ずるため、当該事務を教職員課の分掌事務に加える。

ウ 併設型中学校である安佐北中学校の廃止に伴い、指導第二課の分掌事務を整備する。

エ その他規定の整備を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 28 年 月 日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 50 年広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「調整係」を「調整係 労務係」に、「高等学校指導係」を「高等学校指導係 全国高校総体推進係 新しいタイプの高校準備係」に改める。

第 2 条第 1 項第 16 号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同条第 2 項第 5 号中「移譲に関すること」の右に「（教職員課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第 6 項第 4 号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同項中第 15 号を第 16 号とし、第 8 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 県費負担教職員の給与費等の移譲に係る給与等の予算に関すること。

第 2 条第 10 項第 1 号から第 5 号までの規定中「、併設型中学校」を削り、同項第 11 号中「の開催準備」を削る。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表（広島市教育委員会事務局事務分掌規則）

現 行	改 正
<p>(部, 課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の部, 課及び係を置く。</p> <p>総務課 庶務係 人事係</p> <p>教育企画課</p> <p>施設課 管理係 計画係 整備係</p> <p>青少年育成部</p> <p>育成課</p> <p>放課後対策課</p> <p>学校教育部</p> <p>教職員課 庶務係 給与係 初等教員係 中等教員係 調整係 _____</p> <p>学事課 学事係 用度係</p> <p>健康教育課 食育係 保健・安全係</p> <p>指導第一課 庶務係 幼稚園・小学校指導係</p> <p>指導第二課 中学校指導係 高等学校指導係</p> <p>_____</p> <p>特別支援教育課</p> <p>生徒指導課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会議に関すること。</p> <p>(2) 総合教育会議に関する市長との協議及び調整（教育企画課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(3) 教育行政施策の普及及び広報に関すること。</p> <p>(4) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整及び経理に関すること。</p> <p>(5) 議会に関すること。</p> <p>(6) 事務局の事務の総合調整に関すること。</p> <p>(7) 教育行政への要望, 陳情等の処理, 連絡調整その他の広聴に関すること。</p>	<p>(部, 課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の部, 課及び係を置く。</p> <p>総務課 庶務係 人事係</p> <p>教育企画課</p> <p>施設課 管理係 計画係 整備係</p> <p>青少年育成部</p> <p>育成課</p> <p>放課後対策課</p> <p>学校教育部</p> <p>教職員課 庶務係 給与係 初等教員係 中等教員係 調整係 労務係</p> <p>学事課 学事係 用度係</p> <p>健康教育課 食育係 保健・安全係</p> <p>指導第一課 庶務係 幼稚園・小学校指導係</p> <p>指導第二課 中学校指導係 高等学校指導係</p> <p>_____</p> <p>全国高校総体推進係 新しいタイプの高校準備係</p> <p>特別支援教育課</p> <p>生徒指導課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会議に関すること。</p> <p>(2) 総合教育会議に関する市長との協議及び調整（教育企画課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(3) 教育行政施策の普及及び広報に関すること。</p> <p>(4) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整及び経理に関すること。</p> <p>(5) 議会に関すること。</p> <p>(6) 事務局の事務の総合調整に関すること。</p> <p>(7) 教育行政への要望, 陳情等の処理, 連絡調整その他の広聴に関すること。</p>

- (8) 企画会議に関する事。
- (9) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 教育行財政の基本調査に関する事。
- (11) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理に関する事。
- (12) 事務局職員及び教育機関等の職員（教職員及び学校給食センターの職員（以下「教職員等」という。）を除く。以下「職員」という。）の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関する事。
- (13) 行政組織並びに職員及び市費負担教職員等の定数管理に関する事。
- (14) 職務権限に関する事。
- (15) 職務の評価及び格付けに関する事。
- (16) 職員の勤務成績の評定に関する事。
- (17) 職員の研修に関する事。
- (18) 職員及び市費負担教職員等の給与の支給に関する事。
- (19) 職員及び市費負担教職員等の諸手当の認定（教職員課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (20) 教育委員等の報酬等に関する事。
- (21) 職員及び市費負担教職員等の給与等の予算及び経理に関する事。
- (22) 職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関する事。
- (23) 職員の公務災害補償の実施に関する事。
- (24) 職員の福利厚生に関する事。
- (25) 人事及び給与に関する諸統計に関する事。
- (26) 教育委員会委員及び教育長の秘書に関する事。
- (27) ほう賞に関する事。
- (28) 文書の收受、整理及び保存に関する事。
- (29) 公印の管理に関する事。
- (30) 事務の管理改善に関する事。

- (8) 企画会議に関する事。
- (9) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 教育行財政の基本調査に関する事。
- (11) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理に関する事。
- (12) 事務局職員及び教育機関等の職員（教職員及び学校給食センターの職員（以下「教職員等」という。）を除く。以下「職員」という。）の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関する事。
- (13) 行政組織並びに職員及び市費負担教職員等の定数管理に関する事。
- (14) 職務権限に関する事。
- (15) 職務の評価及び格付けに関する事。
- (16) 職員の人事評価に関する事。
- (17) 職員の研修に関する事。
- (18) 職員及び市費負担教職員等の給与の支給に関する事。
- (19) 職員及び市費負担教職員等の諸手当の認定（教職員課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (20) 教育委員等の報酬等に関する事。
- (21) 職員及び市費負担教職員等の給与等の予算及び経理に関する事。
- (22) 職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関する事。
- (23) 職員の公務災害補償の実施に関する事。
- (24) 職員の福利厚生に関する事。
- (25) 人事及び給与に関する諸統計に関する事。
- (26) 教育委員会委員及び教育長の秘書に関する事。
- (27) ほう賞に関する事。
- (28) 文書の收受、整理及び保存に関する事。
- (29) 公印の管理に関する事。
- (30) 事務の管理改善に関する事。

(31) 規則及び訓令の審査並びに公告式に関する
こと。

(32) 町村合併に関すること。

(33) 教育委員会の所管に属する公益的法人等
に対する指導調整の総括に関すること。

(34) その他事務局の庶務に関すること。

(35) 課及び教育企画課の庶務に関すること。

2 教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 教育行政の総合企画に関すること。

(2) 重要な施策及び事業についての総合調整
に関すること。

(3) 教育の情報化に係る企画及び総合調整に
関すること。

(4) 教育、学術及び文化の振興に関する総合
的な施策の大綱に関する市長との協議及び調整
に関すること。

(5) 県費負担教職員の給与費等の移譲に
関すること。

3～5 (略)

6 学校教育部教職員課の分掌事務は、次の
とおりとする。

(1) 学校教育に係る総合調整に関する
こと。

(2) 教職員等の任免、分限、懲戒、服
務、表彰
その他人事に関すること。

(3) 幼稚園、小学校、中学校、高等学
校、中等
教育学校、特別支援学校及び学校給食セ
ンターの組織及び学級編制(学校給食セ
ンターを
除く。)並びに教職員等の定数に関する
こと。

(4) 教職員等の勤務成績の評定に
関すること。

(5) 教職員等の研修(健康教育課、指
導第一課、
指導第二課、特別支援教育課、生徒指
導課及
び教育センターの所掌に属するものを
除く。)に
関すること。

(6) 県費負担教職員等の諸手当及び市
費負担教
職員等(校長及び教員(以下「教育職員
」とい
う。)に限る。)の諸手当(通勤手当、住
居手
当及び扶養手当を除く。)の認定に
関する
こと。

(31) 規則及び訓令の審査並びに公告式
に関する
こと。

(32) 町村合併に関すること。

(33) 教育委員会の所管に属する公益
的法人等
に対する指導調整の総括に関する
こと。

(34) その他事務局の庶務に関する
こと。

(35) 課及び教育企画課の庶務に
関すること。

2 教育企画課の分掌事務は、次の
とおりとする。

(1) 教育行政の総合企画に
関すること。

(2) 重要な施策及び事業について
の総合調整
に関すること。

(3) 教育の情報化に係る企画及び
総合調整
に関すること。

(4) 教育、学術及び文化の振興に
関する総
合的な施策の大綱に関する市長との
協議及
び調整
に関すること。

(5) 県費負担教職員の給与費等の
移譲に
関すること(教職員課の所掌に属する
ものを
除く。)

3～5 (現行に同じ。)

6 学校教育部教職員課の分掌事務は、
次のと
おりとする。

(1) 学校教育に係る総合調整に
関する
こと。

(2) 教職員等の任免、分限、懲戒、
服
務、表彰
その他人事に関すること。

(3) 幼稚園、小学校、中学校、高等
学
校、中等
教育学校、特別支援学校及び学校給
食セ
ンターの組織及び学級編制(学校給
食セ
ンターを
除く。)並びに教職員等の定数に
関する
こと。

(4) 教職員等の人事評価
に
関すること。

(5) 教職員等の研修(健康教育課、
指
導第一課、
指導第二課、特別支援教育課、生
徒指
導課及
び教育センターの所掌に属する
ものを
除く。)に
関すること。

(6) 県費負担教職員等の諸手当
及び市
費負担教
職員等(校長及び教員(以下「教育
職員
」とい
う。)に限る。)の諸手当(通勤手
当、住
居手
当及び扶養手当を除く。)の認定
に
関する
こと。

(7) 教職員等の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関すること。

(8) 教職員等の団体に関すること。

(9) 教職員等の旅費等に関すること。

(10) 教職員等の保健に関すること（教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関するものを除く。）。

(11) 教職員健康管理担当医等に関すること。

(12) 教職員等の公務災害補償の実施に関すること。

(13) 教職員等の福利厚生に関すること。

(14) 学校事務センターに関すること。

(15) 部及び課の庶務に関すること。

7～9 (略)

10 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 中学校、併設型中学校、高等学校及び中等教育学校の教育課程（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(2) 中学校、併設型中学校、高等学校及び中等教育学校における教育の指導（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(3) 中学校、併設型中学校、高等学校及び中等教育学校の教育職員の教育課程に係る研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(4) 中学校、併設型中学校、高等学校及び中等教育学校の教育職員の派遣研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(5) 中学校、併設型中学校、高等学校及び中等教育学校の教科用図書の採択（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）及び補助教材に関すること。

(6)～(10) (略)

(7) 教職員等の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関すること。

(8) 県費負担教職員の給与費等の移譲に係る給与等の予算に関すること。

(9) 教職員等の団体に関すること。

(10) 教職員等の旅費等に関すること。

(11) 教職員等の保健に関すること（教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関するものを除く。）。

(12) 教職員健康管理担当医等に関すること。

(13) 教職員等の公務災害補償の実施に関すること。

(14) 教職員等の福利厚生に関すること。

(15) 学校事務センターに関すること。

(16) 部及び課の庶務に関すること。

7～9 (現行に同じ。)

10 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 中学校(削る。)、_____, 高等学校及び中等教育学校の教育課程（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(2) 中学校(削る。)、_____, 高等学校及び中等教育学校における教育の指導（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(3) 中学校(削る。)、_____, 高等学校及び中等教育学校の教育職員の教育課程に係る研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(4) 中学校(削る。)、_____, 高等学校及び中等教育学校の教育職員の派遣研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(5) 中学校(削る。)、_____, 高等学校及び中等教育学校の教科用図書の採択（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）及び補助教材に関すること。

(6)～(10) (現行に同じ。)

<p>(1) 全国高等学校総合体育大会（広島大会）の開催準備に関すること。</p> <p>11・12 （略）</p> <p>第3条～第10条 （略）</p>	<p>(1) 全国高等学校総合体育大会（広島大会）（削る。）に関すること。</p> <p>11・12 （現行に同じ。）</p> <p>第3条～第10条 （現行に同じ。）</p>
--	--

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

再任用職員がやりがいを持って職務に当たることができるようにするため、職名に当該職員である旨を付して用いることができるようにする等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 再任用職員の職名には、当該職員であることを示す文字を用いることができることとする。
- (2) 広島県の職制の見直しに伴い、県費負担の事務職員及び技術職員の職名を次のように改める。

区 分	現 行	改 正
事務職員	事務専門員 総括事務主任 事務主任 主任主事 主事	事務主幹 事務主任 主事
技術職員	主任栄養専門員 栄養専門員 栄養主任 主任栄養士 栄養士	栄養主幹 栄養主任 栄養士

- (3) 役付職員以外の指導主事及び社会教育主事の職名の明確化を図るとともに、実効性を喪失した職名を整理するため、規定の整備を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成28年 月 日

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会職員の職名に関する規則（昭和49年広島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（再任用職員の職名）

第6条 前3条の規定によるもののほか、再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）の職名には、再任用職員であることを示す文字を用いることができる。

別表県費負担教職員の項中「事務専門員，総括事務主任」を「事務主幹」に改め，「，主任主事」を削り，「主任栄養専門員，栄養専門員」を「栄養主幹」に改め，「，主任栄養士」を削り，同表県費負担教職員以外の職員の項中

「

事務職員	主事	
------	----	--

」

を

「

指導主事	指導主事	
社会教育主事	社会教育主事	
事務職員	主事	

」

に改め、「副園長」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表（広島市教育委員会職員の職名に関する規則）

現 行	改 正
<p>(趣旨) 第1条 広島市教育委員会の任命に係る一般職の職員（以下「職員」という。）の職名については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(職員の区分) 第2条 職員は、これを指導主事及び社会教育主事並びに事務職員、技術職員、技能職員、業務職員及び給食調理員並びに校長及び教員とする。</p> <p>(役付職員の職名) 第3条 部、課又は係の長その他役付の職にある者の職名は、理事、教育次長、部長、担当部長、参事、次長、課長、所長、担当課長、課長補佐、主幹、専門員、主任指導主事、主任社会教育主事、主任管理主事、係長、主任、事務長、主査、主任技師、指導主事、社会教育主事及び管理主事とする。 2 役付職員の職名には、それぞれ当該組織上の名称を冠し、必要があるときは、担当事務名を付して用いるものとする。</p> <p>(役付職員以外の職員の職名) 第4条 役付職員及び校長以外の職員の職名及び職種名は、別表のとおりとする。</p> <p>(特別の職名) 第5条 法令等の規定に基づき、特別の資格を有しなければならない職員又は特別の職名を有しなければならない職員の職名については、前2条に規定する職名のほか、当該法令等の定めるところによる特別の職名をあわせて用いることができるものとする。</p> <p>(臨時職員の職名) 第6条 職員のうち、臨時に雇用される者の職名については、別に定める。</p>	<p>(趣旨) 第1条 (現行に同じ。)</p> <p>(職員の区分) 第2条 (現行に同じ。)</p> <p>(役付職員の職名) 第3条 (現行に同じ。)</p> <p>(役付職員以外の職員の職名) 第4条 (現行に同じ。)</p> <p>(特別の職名) 第5条 (現行に同じ。)</p> <p>(再任用職員の職名) 第6条 <u>前3条の規定によるもののほか、再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）の職名には、再任用職員であることを示す文字を用いることができる。</u></p> <p>(臨時職員の職名) 第7条 (現行に同じ。)</p>

現 行

別表（第4条関係）

区分		職名	職種名
県費負担教職員	事務職員	事務専門員，総括事務主任，事務主任，主任主事，主事	
	技術職員	主任栄養専門員，栄養専門員，栄養主任，主任栄養士，栄養士	
	教員	教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，栄養教諭，講師	
県費負担教職員以外の職員			
	事務職員	主事	
	技術職員	技師，栄養士	
	技能職員	技術指導員，学校業務指導員	学校技術員
		技術員	学校技術員，調理技術員
	業務職員	業務員	学校業務員
	給食調理員	主任給食調理員，給食調理員	
教員	教頭，副園長，主幹教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，講師，実習助手		

改 正

別表（第4条関係）

区分		職名	職種名
県費負担教職員	事務職員	事務主幹 ____，事務主任（削る。），主事	
	技術職員	栄養主幹 ____，栄養主任（削る。），栄養士	
	教員	教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，栄養教諭，講師	
県費負担教職員以外の職員	指導主事	指導主事	
	社会教育主事	社会教育主事	
	事務職員	主事	
	技術職員	技師，栄養士	
	技能職員	技術指導員，学校業務指導員	学校技術員
		技術員	学校技術員，調理技術員
	業務職員	業務員	学校業務員
	給食調理員	主任給食調理員，給食調理員	
教員	教頭（削る。），主幹教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，講師，実習助手		

広島市立高等学校学則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

- (1) 学校教育法等の改正により創設された「義務教育学校」に係る規則改正について

「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定する学校教育法等の改正に伴い、広島市立高等学校の入学資格の中の学校に関する記述に、「義務教育学校」を加えるものである。

- (2) 広島市立安佐北中学校の廃止に係る規則改正について

併設型中高一貫教育校の広島市立安佐北中学校・高等学校から広島中等教育学校への移行に伴い、広島市立安佐北中学校を平成28年4月1日で廃止することから、併設型中学校及び併設型高等学校に係る規定が不要となるため、当該部分の記述を削除しようとするものである。

なお、安佐北高等学校については、高等学校に係る規定により運用できるため支障は生じない。

2 改正の内容

- (1) 第11条第1号中「準ずる学校」の右に「若しくは義務教育学校」を加える。
- (2) 第14条の「ただし、広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）第63条に規定する併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については、入学者の選抜は行わない。」を削る。

3 施行日

平成28年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成28年 月 日

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則

広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「準ずる学校」の右に「若しくは義務教育学校」を加える。

第14条第1項ただし書を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表（広島市立高等学校学則）

現 行	改 正
<p>第1条～第10条 （略）</p> <p>（入学資格）</p> <p>第11条 高等学校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校_____を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>第12条・第13条 （略）</p> <p>（入学手続及び入学許可）</p> <p>第14条 入学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類及び選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。<u>ただし、広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）第63条に規定する併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については、入学者の選抜は行わない。</u></p> <p>2 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、所定の様式による宣誓書及び保護者の誓約書に、住民票記載事項証明書等を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>第15条～第36条 （略）</p>	<p>第1条～第10条 （現行に同じ。）</p> <p>（入学資格）</p> <p>第11条 高等学校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは<u>義務教育学校</u>を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者</p> <p>(2)～(6) （現行に同じ。）</p> <p>第12条・第13条 （現行に同じ。）</p> <p>（入学手続及び入学許可）</p> <p>第14条 入学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類及び選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。 （削る。）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、所定の様式による宣誓書及び保護者の誓約書に、住民票記載事項証明書等を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>第15条～第36条 （現行に同じ。）</p>

広島市立中等教育学校学則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1. 改正の理由

「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定する学校教育法等の改正に伴い、広島市立中等教育学校の入学資格の中の学校に関する記述に、「義務教育学校」を加えるものである。

2 改正の内容

第11条中「又は」を「若しくは」に改め、「卒業した者」の右に「又は義務教育学校の前期課程を修了した者」を加える。

3 施行日

平成28年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成28年 月 日

広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則

広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）

の一部を次のように改正する。

第11条中「又は」を「若しくは」に改め、「卒業した者」の右に「又は義務教育学校の前期課程を修了した者」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表（広島市立中等教育学校学則）

現 行	改 正
<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（入学資格）</p> <p>第11条 中等教育学校に入学することのできる者は、小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。</p> <p>第12条～第36条（略）</p>	<p>第1条～第10条（現行に同じ。）</p> <p>（入学資格）</p> <p>第11条 中等教育学校に入学することのできる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は義務教育学校の前期課程を修了した者とする。</p> <p>第12条～第36条（現行に同じ。）</p>

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

併設型中高一貫教育校の広島市立安佐北中学校・高等学校から広島中等教育学校への移行に伴い、広島市立安佐北中学校を平成28年4月1日で廃止することから、併設型中学校及び併設型高等学校に係る規定が不要となるため、当該部分の記述を削除しようとするものである。

なお、安佐北高等学校については、高等学校に係る規定により運用できるため支障は生じない。

2 改正の内容

- (1) 目次の第5章の「併設型中学校及び併設型高等学校（第63条～第68条）」を削除する。
- (2) 第5章の「併設型中学校及び併設型高等学校」を削除する。
- (3) 第5章の第63条から第68条までを削除する。
- (4) 「別表（第63条関係）」を削る。

3 施行日

平成28年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成28年 月 日

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部
を改正する規則

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 併設型中学校及び併設型高等学校（第63条～第68条）」を「第5章 削除」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第63条から第68条まで 削除

別表を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則）

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 （略）</p> <p>第5章 <u>併設型中学校及び併設型高等学校</u> （<u>第63条～第68条</u>）</p> <p>第5章の2～附則 （略）</p> <p>第1章～第4章 （略）</p> <p>第5章 <u>併設型中学校及び併設型高等学校</u> <u>校</u> <u>（併設型中学校及び併設型高等学校）</u></p> <p><u>第63条 法第71条の規定による中学校における教育と高等学校における教育を一貫して</u> <u>実施す中学校（以下「併設型中学校」という。）</u> <u>及び高等学校（以下「併設型高等学校」とい</u> <u>う。）は、別表に定めるものとする。</u></p> <p><u>（併設型中学校の通学区域）</u></p> <p><u>第64条 併設型中学校の通学区域は、広島市</u> <u>全域とする。</u></p> <p><u>2 特別の事情がある者であつて教育委員会の</u> <u>許可を得た者は、前項の規定にかかわらず、</u> <u>保護者の住所（保護者が法人である場合にあ</u> <u>つては、主たる事務所の所在地）が広島市域</u> <u>外であつても、当該中学校に就学することが</u> <u>できる。</u></p> <p><u>（併設型中学校の入学定員及び入学の許可）</u></p> <p><u>第65条 併設型中学校の生徒の定員は、別に</u> <u>教育委員会の定めるところによる。</u></p> <p><u>2 併設型中学校への入学は、教育委員会が定</u> <u>める入学者選抜実施要項による選抜に基づい</u> <u>て、校長が、これを許可する。ただし、学力</u> <u>検査は行わないものとする。</u></p> <p><u>（併設型中学校に係る就学手続等）</u></p> <p><u>第66条 併設型中学校への入学を許可された</u> <u>学齢生徒の保護者は、当該中学校長に対し所</u> <u>定の様式により入学する旨を届けなければな</u> <u>らない。</u></p> <p><u>2 前項の届出により令第9条の規定による区</u> <u>域外就学の届出を行つたものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の届出を受理した当該中学校長は、</u> <u>所定の様式による入学者名簿を教育委員会に</u> <u>提出しなければならない。</u></p> <p><u>（教育課程編成の協議）</u></p> <p><u>第67条 併設型中学校及び併設型高等学校の</u> <u>教育課程の編成は、あらかじめ当該学校間で</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 （現行のとおり。）</p> <p>第5章 <u>削除</u></p> <p>第5章の2～附則 （現行のとおり。）</p> <p>第1章～第4章 （現行のとおり。）</p> <p>第5章 <u>削除</u></p> <p>第63条から第68条まで <u>削除</u></p>

協議を行うものとする。

(併設型中学校における懲戒)

第68条 併設型中学校の校長は、第37条第3項の規定にかかわらず、退学の処分を行うことができる。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学齢生徒に対して、校長が、これを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

3 校長は、第1項の退学の処分を行つたときは、その旨をすみやかに教育委員会に報告しなければならない。

第5章の2～第7章 (略)
附則 (略)

別表 (第63条関係)

併設型中学校	併設型高等学校
広島市立安佐北中学校	広島市立安佐北高等学校

第5章の2～第7章 (現行に同じ。)
附則 (現行に同じ。)

(削る。)

(削る。)	(削る。)
(削る。)	(削る。)

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

併設型中高一貫教育校の広島市立安佐北中学校・高等学校から広島中等教育学校への移行に伴い、広島市立安佐北中学校を平成28年4月1日で廃止することから、併設型中学校及び併設型高等学校に係る規定が不要となるため、当該部分の記述を削除しようとするものである。

なお、安佐北高等学校については、高等学校に係る規定により運用できるため支障は生じない。

2 改正の内容

- (1) 附則の第3項中の「広島市立安佐北高等学校を除いた」を削る。
- (2) 附則の第4項（「4 広島市立安佐北高等学校入学者選抜の実施に当たり、広島市立安佐北中学校からの入学予定者を除いた入学定員（以下「当該定員」という。）に対し、当分の間、100分の30の範囲内で、学区外からの入学を認める。ただし、学区内から学力検査を受ける者が当該定員に満たない場合には、当該定員の範囲内で学区外からの入学を当該定員の100分の30を超えて認めることができる。」）を削る。

3 施行日

平成28年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成28年 月 日

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年広島市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「広島市立安佐北高等学校を除いた」を削る。

附則第4項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表（広島市立高等学校の通学区域に関する規則）

現 行	改 正
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 広島市立安佐北高等学校を除いた高等学校の全日制の課程（別表に掲げるものを除く。以下「当該課程」という。）における選抜（Ⅰ）及び選抜（Ⅱ）の実施に当たり、当該課程の入学定員に対し、当分の間、100分の30の範囲内（選抜（Ⅰ）にあつては選抜（Ⅰ）の入学定員の100分の30の範囲内）で、保護者の住所が学区に属さない場合であっても、広島県内に住所を有するときは、当該高等学校へ入学すること（以下「学区外からの入学」という。）を認める。ただし、学区内から学力検査を受ける者が選抜（Ⅱ）の入学定員に満たない場合には、当該課程の入学定員の範囲内で学区外からの入学を当該課程の入学定員の100分の30を超えて認めることができる。</p> <p>4 <u>広島市立安佐北高等学校入学者選抜の実施に当たり、広島市立安佐北中学校からの入学予定者を除いた入学定員（以下「当該定員」という。）に対し、当分の間、100分の30の範囲内で、学区外からの入学を認める。ただし、学区内から学力検査を受ける者が当該定員に満たない場合には、当該定員の範囲内で学区外からの入学を当該定員の100分の30を超えて認めることができる。</u></p>	<p>第1条～第7条（現行に同じ。）</p> <p>附 則</p> <p>1・2（現行に同じ。）</p> <p>3 <u>（削る。）</u> <u>高等学校</u>の全日制の課程（別表に掲げるものを除く。以下「当該課程」という。）における選抜（Ⅰ）及び選抜（Ⅱ）の実施に当たり、当該課程の入学定員に対し、当分の間、100分の30の範囲内（選抜（Ⅰ）にあつては選抜（Ⅰ）の入学定員の100分の30の範囲内）で、保護者の住所が学区に属さない場合であっても、広島県内に住所を有するときは、当該高等学校へ入学すること（以下「学区外からの入学」という。）を認める。ただし、学区内から学力検査を受ける者が選抜（Ⅱ）の入学定員に満たない場合には、当該課程の入学定員の範囲内で学区外からの入学を当該課程の入学定員の100分の30を超えて認めることができる。</p> <p><u>（削る。）</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

広島市立特別支援学校学則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定する学校教育法等の改正に伴い、広島市立特別支援学校の入学資格の中の学校に関する記述に、「義務教育学校」を加えるものである。

2 改正内容

第12条第2号中「小学校」の右に「の課程，義務教育学校の前期課程」を加え、同条第3号中「特別支援学校の中学部」を「義務教育学校」に改め、「前期課程」の右に「若しくは特別支援学校の中学部の課程」を加える。

3 施行期日

平成28年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 2 8 年 月 日

広島市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

広島市立特別支援学校学則(昭和 5 7 年広島市教育委員会規則第 2 1 号)
の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 号中「小学校」の右に「の課程，義務教育学校の前期課程」
を加え，同条第 3 号中「特別支援学校の中学部」を「義務教育学校」に改
め，「前期課程」の右に「若しくは特別支援学校の中学部の課程」を加える。

附 則

この規則は，平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表 (広島市立特別支援学校学則)

現 行	改 正
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第12条 小学部, 中学部又は高等部に入学することのできる者は, 知的障害者であつて, 次の各号に掲げる区分に従い, 当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 小学部 (略)</p> <p>(2) 中学部 小学校_____又は特別支援学校の小学部の課程を修了した者</p> <p>(3) 高等部 中学校若しくは<u>特別支援学校の中学部</u>を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程_____を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者</p>	<p>第1条～第11条 (現行に同じ。)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第12条 小学部, 中学部又は高等部に入学することのできる者は, 知的障害者であつて, 次の各号に掲げる区分に従い, 当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 小学部 (現行に同じ。)</p> <p>(2) 中学部 小学校の課程, <u>義務教育学校の前期課程</u>又は特別支援学校の小学部の課程を修了した者</p> <p>(3) 高等部 中学校若しくは<u>義務教育学校</u>_____を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程若しくは<u>特別支援学校の中学部の課程</u>を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者</p>
<p>第13条～第31条 (略)</p>	<p>第13条～第31条 (現行に同じ。)</p>